

様式第10号 (第23条関係)

## 一般廃棄物収集運搬業許可証

住所又は所在地

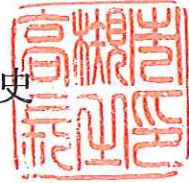
大阪府高槻市紺屋町3番1-326号

氏名又は名称及び代表者の氏名

都市クリエイト株式会社  
代表取締役 前田 晋二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者であることを証する。

高槻市長 濱田 剛史



許可の年月日	平成28年4月1日	許可番号	106U011
許可の期間	平成28年4月1日から平成30年3月31日まで		
取り扱う一般廃棄物の種類	一般廃棄物（浄化槽汚泥、し尿を含むビルピット汚泥、実験動物の死体・糞・マットを除く。）		
業務実施区域	高槻市域内		
許可の条件	(1) 本市より排出された処理可能な一般廃棄物に限る。 (2) 積み替え保管を除く。 (3) 廃棄物に関する関係法令及び「高槻市一般廃棄物収集運搬業者等に対する行政処分の基準等に関する要綱」を遵守すること。		

複写無効